

つがる市スポーツ合宿補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 つがる市スポーツタウン活性化協議会長（以下S T A C会長）は、スポーツに関する活動を行う団体がつがる市内において実施する合宿の誘致を促進することにより、つがる市におけるスポーツ活動の活性化を目的とし、市内において合宿を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年2月11日規則第49号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象団体等)

第2条 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市外に所在する高等学校、大学又は高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学又は高等専門学校をいう。）の生徒又は学生及び指導者で組織するスポーツに関する活動を行う団体であって、当該生徒又は学生の就学する学校の定めるところによりその設立を認められているもの
- (2) 社会人で構成されるスポーツに関する活動を行う団体（当該活動を業として行うものを除く。）であって、市外に当該活動の本拠を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、合宿の実施が市のスポーツの振興に貢献するものであるとS T A C会長が認める団体

2 補助の対象となる合宿は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 合宿の目的が、当該団体が行うスポーツに関する活動に関するものであること。
- (2) 市内のスポーツ施設等を利用し、かつ、市内の宿泊施設に連続して2日以上宿泊すること。
- (3) スポーツ合宿の参加者（選手、指導者、監督、コーチ及びマネージャー等をいい、保護者や付添人は含まない。）が5名以上であること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条第2項に規定する合宿（以下「合宿」という。）に要する経費のうち、宿泊費及び同条第2項に規定する市内体育施設使用料とする。

- 2 第1項の「市内体育施設使用料」とは、「伊藤鉦業アリーナつがる（つがる市総合体育館）」の施設使用料（付属設備、冷暖房設備及び照明設備使用料を含む）とする。

（補助額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額とし、その限度額は、1回の合宿（市内に到着した日から出発の日までの期間において実施する合宿をいう。以下同じ。）につき宿泊費20万円に市内体育施設使用料の補助額を加えた額とする。

- （1）宿泊費 合宿のため市内において宿泊する延べ宿泊人数及び宿泊日数に3,000円を乗じて得た額とする。
- （2）市内体育施設使用料 「伊藤鉦業アリーナつがる（つがる市総合体育館）」施設使用料総額の1/2（100円未満切り捨て）の額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、スポーツ合宿補助金交付申請書（様式第1号）と次に掲げる書類を添えて、STAC会長に申請しなければならない。

- （1）合宿計画書（様式第2号）
 - （2）合宿参加者名簿（様式第3号）
 - （3）前2号に掲げるもののほか、STAC会長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、1回の合宿を翌年度にわたって実施するときは、年度ごとに行わなければならない。この場合においては、当該合宿を1回の合宿とみなして、前条の規定を適用する。

（交付決定通知書）

第6条 規則第6条の補助金交付決定通知書は、スポーツ合宿補助金交付決定通知書（様式第4号）とする。

（変更の承認）

第7条 補助金の交付決定を受けた団体が第5条の規定による申請内容の変更（補助の対象となる経費の額の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、スポーツ合宿補助金交付変更承認申請書（様式第5号）と次に掲げる書類のうち変更後の内容が分かる書類を添えて、STAC会長の承認を受けなければならない。

- (1) 変更合宿計画書（様式第2号）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、STAC会長が必要と認める書類
- 2 STAC会長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、スポーツ合宿補助金交付変更承認書（様式第6号）により、当該申請をした団体に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、合宿を終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）と次に掲げる書類をSTAC会長に提出しなければならない。

- (1) 市内体育施設領収書の写し（第3条第2項に規定する市内体育施設使用料が発生した場合）
- (2) 市内宿泊施設領収書の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか、STAC会長が必要と認める書類

（交付確定通知書）

第9条 規則第10条の補助金交付確定通知書は、スポーツ合宿補助金交付確定通知書（様式第8号）とする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の交付決定を受けた団体が補助金を請求しようとするときは、前条の補助金交付確定通知書を受け取った後に、請求書（様式第9号）をSTAC会長に提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、STAC会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

スポーツ合宿補助金交付申請書

つがる市スポーツタウン活性化協議会長

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

年度においてスポーツ合宿を実施したいので、スポーツ合宿補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 合宿の目的

3 添付書類

- （1）合宿計画書
- （2）合宿参加者名簿
- （3）その他

様式第2号（第5条、第7条関係）

合宿計画書（変更合宿計画書）

1 合宿の内容

実施時期	内 容	備 考

2 合宿の実施期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

3 合宿参加人数 人

4 合宿に係る延べ宿泊人数 人

5 利用する宿泊施設の名称

様式第3号（第5条関係）

合宿参加者名簿

	氏 名	摘 要		氏 名	摘 要
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		

（注） 摘要欄には、記載された合宿参加者について、団体における役職（指導者、選手、団員等）又は学年を記載してください。

様式第4号（第6条関係）

つ　ス　活　第　号
年　　月　　日

スポーツ合宿補助金交付決定通知書

様

つがる市スポーツタウン活性化協議会長

年　月　日付けで申請があったスポーツ合宿補助金について、次のとおり決定します。

1 決定の内容

金額　　　　　　　円

2 交付の条件

つがる市補助金等の交付に関する規則及びつがる市スポーツ合宿補助金交付要綱を遵守すること。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

スポーツ合宿補助金交付変更承認申請書

つがる市スポーツタウン活性化協議会長

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたスポーツ合宿補助金の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更により増減すべき補助金の額
円
- 4 添付書類（変更がある書類のみ）

様式第 6 号（第 7 条関係）

つ　ス　活　第　号
年　　月　　日

スポーツ合宿補助金交付変更承認書

様

つがる市スポーツタウン活性化協議会長

年　月　日付けで申請があったスポーツ合宿補助金の変更について、次のとおり承認します。

承認の内容

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

実績報告書

つがる市スポーツタウン活性化協議会長

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたスポーツ合宿補助金に係る合宿が終了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- （１）市内体育施設領収書の写し
- （２）市内宿泊施設領収書の写し
- （３）その他

様式第 8 号（第 9 条関係）

つ　ス　活　第　号
年　　　月　　　日

スポーツ合宿補助金交付確定通知書

様

つがる市スポーツタウン活性化協議会長

年　　月　　日付けで実績報告書の提出があったスポーツ合宿補助金について、次のとおり確定します。

交付確定金額	円
(交付決定金額	円)

年 月 日

請 求 書

つがる市スポーツタウン活性化協議会長

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたスポーツ合宿補助金として、下記のとおり請求します。

金 円

口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ()	本店 支店 ()
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		